

[別紙 1]

随意契約理由書

件名	布施畑環境センター破碎選別施設 ごみクレーンバケット補修
契約の相手方	株式会社福島製作所 大阪営業所
根拠法令	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
随意契約の理由	
<p>当施設のごみクレーンバケットは、ごみクレーンに装着して使用し、搬入された大型・不燃ごみをごみピット内にて振り分け作業を行ない、同時にピット内のごみを破碎機に投入するプラントの運転上、特に重要な設備である。</p> <p>本設備は、(株)福島製作所が設計・製作・据付を行なったものであり、その補修に当たって、当該設備のメーカーしか知り得ない構造及び専門的な知識が必要不可欠であり、設計・製作した業者以外で施工した場合には、瑕疵担保責任の範囲が不明確となり、補修に必要な部品等についても上記業者以外からの調達が可能である。</p> <p>以上の理由から、上記業者しか本補修を行なうことは出来ない。 よって、上記業者との随意契約を行なうものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局布施畑環境センター破碎選別施設 (電話番号 078-976-9143)